

「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」に関する
意見募集の結果について

平成29年2月28日
個人情報保護委員会事務局
法務省大臣官房司法法制部審査監督課

個人情報保護委員会及び法務省においては、昨年12月15日（木）から本年1月13日（金）まで、「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して1の団体から2件の御意見等が寄せられ、これら御意見等に対する個人情報保護委員会及び法務省の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見等を踏まえた上で、本日、「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン」を定め、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行の日（本年5月30日）から施行することとなりましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、個人情報保護委員会及び法務省の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。